

議第30号

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付の制度に関し命じた報告等をしない者等を過料の対象とする等の必要があるので提案する。